

○宅地建物取引業免許申請に必要な書類一覧【令和7年4月1日からの申請】

※青字で記載している書類はホームページ上の「様式集」よりダウンロードしてください。

書類の名称	備考	法人		個人	
		新規	更新	新規	更新
免許申請書（第一面～第五面）		○	○	○	○
添付書類（１）宅地建物取引業経歴書 （第一面、第二面）（様式第二号）	・期間の欄は、法人は事業年度に、個人は暦年に期間を合わせる。 ・新規の場合は、「最初の免許欄」に「新規」と記載する。	○	○	○	○
添付書類（２）誓約書	・代表者が誓約する。（押印不要）	○	○	○	○
添付書類（３）略歴書（新設）	・代表者、取締役、監査役、相談役、顧問、政令使用人（以降、役員等）についてそれぞれ必要。（登記事項証明書に記載の方全員分が必要） ・上記の役員等かつ専任の宅地建物取引士である場合は、添付書類（３）を提出する。（添付書類（８）は不要） ・役員等に就任していない専任の宅地建物取引士については添付書類（８）を提出する。 ・宅地建物取引業以外の職歴（他法人の役員等）についてもすべて記載する。	○	○	○	○
添付書類（４）専任の宅地建物取引士設置証明書	・代表者が証明する。	○	○	○	○
添付書類（５）資産の状況を示す書面 （新設）		×	×	○	○
添付書類（６）相談役及び顧問・株主又は出資者（第一面、第二面）		○	○	×	×
添付書類（７）事務所を使用する権原に関する書面		○	○	○	○

事務所の使用を証する添付書類	・自己所有の建物で登記済みの場合は、建物登記簿謄本。 ・自己所有の建物で未登記の場合は、固定資産税登録事項証明書又は建築確認通知書の写し。 ・自己所有の建物でない場合は、賃貸借契約書の写しなど。 (注)更新の場合で、事務所の使用に係る権原に変更がない場合は、添付書類は必要なし。	○	△ (注)	○	△ (注)
添付書類（８）専任の宅建士の略歴書	・役員等ではない専任の宅地建物取引士について記載。	○	○	○	○
添付書類（９）代表者等の連絡先に関する調書（新設）	・免許申請書第一面、第二面に記載した役員等全員分を記載。	○	○	○	○
添付書類（10）宅地建物取引業に従事する者の名簿	・事務所ごとに作成。 ・従事者には、代表者を必ず含める。	○	○	○	○
身分証明書 ※運転免許証やマイナンバーカードのことではありませんのでご注意ください。	・代表者、取締役、監査役、相談役、顧問、政令使用人について、それぞれ必要。 ・役員等かつ専任の宅地建物取引士についても提出が必要。 ・役員に就任していない専任の宅地建物取引士は提出不要。 ・本籍地の市区町村で発行。 ・外国籍の方は、住民票を添付。（マイナンバーの記載があるものは不可）	○	○	○	○
登記されていないことの証明書	・代表者、取締役、監査役、相談役、顧問、政令使用人についてそれぞれ必要。 ・役員等かつ専任の宅地建物取引士についても提出が必要。 ・役員に就任していない専任の宅地建物取引士は提出不要。 ・東京法務局及び全国の法務局・地方法務局で手続き	○	○	○	○
貸借対照表及び損益計算書	・直近１年のもの。 ※設立１年以内の場合は「開始貸借対照表）	○	○	×	×
納税証明書	・法人の場合は、法人税（税務署発行）の直近１年分（種類は「その１納税額等証明用」）。 ・個人の場合は所得税（税務署発行）の直近１年分（種類は「その１納税額等証明用」）。 ※設立１年以内の場合は不要	○	○	○	○

登記事項証明書（商業登記簿謄本）	・履歴事項全部証明書。（法務局が証明した書類を添付のこと）	○	○	×	×
事務所の案内図（参考様式）	・事務所ごとに必要。	○	○	○	○
事務所の写真（参考様式）	・事務所ごとに必要。 ・事務所の外観、入口付近、事務所内部（応接スペース、電話器等が確認できるもの）のものが必要。 ・更新の場合は、業者票、報酬額票の掲示も確認できること。	○	○	○	○
事務所の見取り図（任意様式）	・事務所ごとに必要 ・特に、自宅や他の事務所と併設する場合、事務所部分とそれ以外の部分が仕切り等で区切られていることが確認できること。	○	×	○	×
住民票抄本	・個人業者のみ ※マイナンバーの記載がある住民票は利用できません	×	×	○	○